

第1節 計画策定の背景

我が国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同時に、こどもに関する取組として様々な省庁に分散されていたものを一本化し、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が設置されました。

また、令和5年12月に、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込んだ「こども大綱」が閣議決定され、この大綱では、「こどもまんなか社会」について、全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本の方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項等が定めされました。

本市では、平成29年3月に、国の「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、令和4年度からは、「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」として、子どもの貧困に対する施策を進めてきました。

また、令和2年3月に、市におけるこれまでの取り組みの実績や地域の実情などを踏まえるとともに、「次世代育成支援行動計画」、「富士見市子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）」を踏まえ、「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

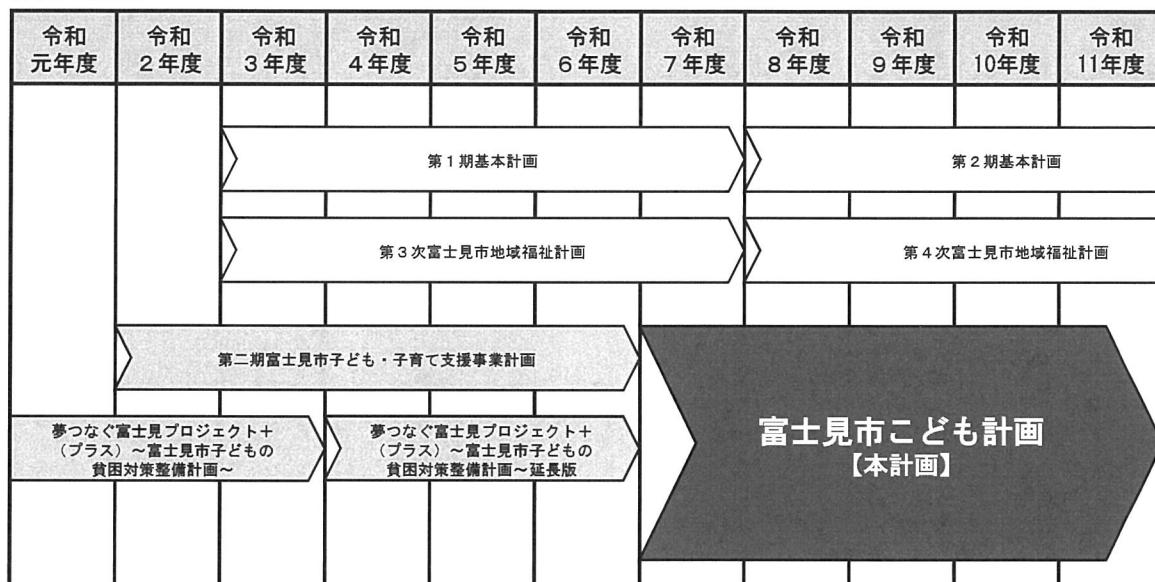
この度、「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」及び「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」が計画期間満了を迎えます。国の指針、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、府内の取組状況、富士見市こども家庭福祉審議会の意見などに基づき、一体的に計画の改定を行い、こども・子育て分野の総合計画となる「富士見市こども計画」を策定します。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を使用しています。ただし、法令や固有名詞、引用元などで「子ども」「子供」を用いている場合などは、「子ども」「子供」を使用しています。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。なお、各年度の進捗状況・評価等の進行管理を行いながら、計画最終年度である令和11年度には、計画の達成状況等を踏まえ、次期計画を策定します。

■計画の期間



第4節 計画の対象

本計画は、こども・若者（概ね30歳未満）や妊娠期の方及び子育て家庭を主たる対象としますが、こども基本法において「こども」は、『心身の発達の過程にある者』と定義され、一定の年齢で上限を画しているものではないことから、本計画においても、年齢によって必要な支援が途切れないよう、一定の年齢制限は定めないこととします。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を使用しています。ただし、法令や固有名詞、引用元などで「子ども」「子供」を用いている場合などは、「子ども」「子供」を使用しています。

基本目標 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組



【現状と課題／施策の方向性】

こども・若者の自殺対策と犯罪や事故等からの保護は、現代社会において喫緊の課題です。近年、自殺者数は増加傾向にあり、児童・生徒の令和4年の自殺者は、統計を取り始めた昭和53年以降最多となっており、令和5年においてもほぼ同水準で推移しています。

また、こどもや若者が関与する犯罪件数も増加傾向にあるほか、こどもの生命・安全を脅かす交通事故も後を絶ちません。

そうした中で、犯罪等からこども・若者を守るためにには、こどもたち自身が危険を察知し、適切に対処できるような教育が必要です。

こども・若者が安心して生活できるよう、相談窓口の充実や、警察や福祉機関との連携を強化し、早期発見と支援体制を整備するなどの、こども・若者の自殺対策と犯罪や犯罪被害防止並びに交通安全対策に向けた包括的な取り組みを推進します。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
児童生徒に係る市内交通事故の件数	8件 (令和5年度)	0件 (令和10年度)
アウトプット指標	現状	目標
交通安全教室の開催回数	13回 (令和5年度)	15回 (令和10年度)

基本目標 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組



【現状と課題／施策の方向性】

こども・若者の自殺対策と犯罪や事故等からの保護は、現代社会において喫緊の課題です。近年、自殺者数は増加傾向にあり、児童・生徒の令和4年の自殺者は、統計を取り始めた昭和53年以降最多となっています。

また、こどもや若者が関与する犯罪件数も増加傾向にあるほか、こどもの生命・安全を脅かす交通事故も後を絶ちません。

こうした中で、犯罪等からこども・若者を守るためにには、こどもたち自身が危険を察知し、適切に対処できるような教育が必要です。

こども・若者が安心して生活できるよう、相談窓口の充実や、警察や福祉機関との連携を強化し、早期発見と支援体制を整備するなどの、こども・若者の自殺対策と犯罪や犯罪被害防止並びに交通安全対策に向けた包括的な取り組みを推進します。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
児童生徒に係る市内交通事故の件数	8件 (令和5年度)	0件 (令和10年度)
アウトプット指標	現状	目標
交通安全教室の開催回数	13回 (令和5年度)	15回 (令和10年度)

2 ひとり親家庭への支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 ひとり親家庭や離婚を考えている方等に対して、生活基盤の安定に関する講座や交流の場等を提供します。	子ども未来応援センター
2	離婚を考えている方や、離婚をしていて養育費の取決めをしていない方を対象に養育費相談を行います。また、養育費についての取決めを支援するために、養育費に係る公正証書等の作成費用補助を実施します。	子ども未来応援センター
3	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、親のいない子を養育している方）の生活の安定と、自立の促進に向け、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、親のいない子を養育している方）に対し、医療費の本人負担分を助成することにより、生活の安定と自立を支援します。	子育て支援課
5	ひとり親家庭の自立支援施策として、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等を利用した際にかかる利用料金の一部を助成します。	子育て支援課
6	適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母又は父を対象に、受講費用の一部を支給します。	子育て支援課
7	ひとり親家庭の母又は父が、就職に必要な資格取得のため、養成機関において修業する場合に、生活と修業の両立を支援するための給付金を支給します。	子育て支援課
8	高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指すための講座の受講費用の一部を支給します。	子育て支援課

3 障がいなどのあるこども・若者への支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもたちが安心・安全に利用できる公園を実現するため、インクルーシブ遊具等の設置に向けた検討を行います。	都市計画課
2	障がい者基幹相談支援センターで、障がいのある方や、お子さん、ご家族からの日常生活での困りごとや悩みごと、障がい福祉サービスの利用についてなど、様々な相談・支援を行います。	障がい福祉課
3	富士見市手話言語条例に基づき、手話に関する講演会や手話入門講習会などを実施し、手話に対する理解を深め、手話を大人からこどもまで広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整備します。	障がい福祉課

No.	【 主な取組 】	担当課
4	みずほ学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域における療育支援が必要な乳幼児の通園療育や保育所等訪問支援のほか、外来療育・巡回相談・施設支援等の地域療育支援を実施し、障がい児支援の充実を図ります。(再掲)	みずほ学園
5	特別支援教育プロジェクトチームの活用、市教育相談室の特別支援教育相談の充実、スクールカウンセラー（臨床心理士）との連携、巡回教育相談の活用など、相談体制を充実します。	学校教育課 教育相談室
6	レスパイト事業を継続することで、医療的ケア児を介護する家族等を支援します。	障がい福祉課
7	障がいのある方の経済的、精神的負担の軽減等のため、各種手当を支給します。	障がい福祉課
8	障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関等を受診した場合の医療費（保険診療の一部負担金）を助成します。	障がい福祉課
9	教育相談室や特別支援教育推進プロジェクトチームなどとの連携により、各学校内における特別支援教育体制の充実に努めます。	教育相談室
10	富士見特別支援学校では、小・中・高等部 12 年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの自立・社会参加を目指し、指導・支援を充実します。また、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう専門的な知識・技能の向上に努めます。	教育相談室
11	障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、学校施設・設備の改修工事や修繕を行います。	教育政策課
12	障がい児に関する研修（外部研修）や子どもを守る地域協議会への参加を通じて、放課後児童クラブの支援員の養成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。また、各施設において、スロープ、障がい者トイレなどの適正な維持管理に努めます。	保育課
13	校内就学支援委員会を活性化させ、就学相談・進路指導を充実します。また、社会的自立に向けた支援の充実を図るため、各校の就学支援委員会専門委員や進路指導主事、市教育相談室を中心として相談体制の充実に努めます。	学校教育課 教育相談室
14	相談支援部会・障がい者就労支援センターを軸に、ハローワーク、障がい者就労支援事業者、（支援級の）学校関係機関との連携を図りニーズや課題の検証を行い、就労相談や支援を実施します。また、特別支援学校の卒業生の進路について、連絡会議において、受け入れ体制を確認しながら支援を行います。	障がい福祉課
15	富士見特別支援学校高等部生徒の産業現場実習のほか、生徒の特性に応じた実習の受け入れ先の拡充を図り、卒業後の自立に向けた取組を進めます。また、発達段階や児童の特性に応じて、小学部・中学部との指導を継続します。	学校教育課
16	ハローワーク及び近隣自治体などとの共催による「入間東部障害者就職面接会」への参加促進など、障がい者の雇用・就労支援を充実します。	産業経済課 障がい福祉課